

青森県立美術館嘱託員 募集要項

次のとおり嘱託員を募集する。

1 採用職種及び職務内容等

(1) 採用する職の担当業務とその主な業務内容

	担当業務	業 務 内 容
	美術教育普及 (エデュケーター) 業務担当	青森県立美術館において、美術作品と来館者等との架け橋となる教育普及活動を推進するため、一般職員を補佐し、学校団体の鑑賞指導やワークショップ等の企画・運営、及び美術館運営補助の業務に従事する。

(2) 報 酬

美術教育普及業務担当	日給 10,000 円

- ☐ 通勤手当等の諸手当制度はない。
- ☐ 健康保険制度、雇用保険制度あり。

(3) 勤務場所

- ☐ 当 館 〒038-0021 青森市大字安田字近野 185
- ☐ 業務の必要により、県内外へ出張する場合がある。
(この場合、県の一般職員の例に準じ別途、旅費を支給する。)

(4) 勤務時間等

(ア) 1週当たりの勤務日数及び1日当たりの勤務時間数は次のとおりとする。

美術教育普及業務担当	1週間あたり29時間 1日につき7時間45分を超えない範囲内

- ☐ 土・日曜日及び祝日の勤務がある。具体的には、業務の必要性及び御本人の都合等を総合的に勘案して月毎に、あらかじめ勤務日等を決定する。
- ☐ やむを得ない場合には1週間あたり29時間又は1日につき7時間45分を超えて勤務を命ずる場合がある。

(イ) 休暇制度は次のとおり。

- ☐ 有給休暇 労働基準法準拠
- ☐ 夏季休暇 1日／年(夏季)
- ☐ 服忌休暇 一般職の青森県職員の例に準ずる。

(5) 委嘱期間

平成26年8月1日から平成27年3月31日まで勤務成績が良好な者は委嘱期間更新可能。(最長、合計3年まで)

2 採用予定人員

美術教育普及業務担当	1 名

3 採用予定時期 平成 26 年 8 月 1 日

4 応募資格 応募には、次の(1)の要件を満たす必要がある

(1) 資格要件

	美術教育普及 (エデュケーター) 業務担当	次のいずれかの要件を満たすこと。 ○ 学校教育法による大学又は大学院で、美学、美術史及びこれらに関連する専門課程を専攻し、博物館法による学芸員の資格取得者 ○ 中学校又は高等学校の教諭普通免許状(美術、工芸に関する1種又は専修免許状)の取得者

(2) 次のいずれかに該当する方は応募できない。

- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 青森県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募の手続

応募に当たっては、下記(3)の書類を所定の期日までに提出のこと。

(1) 応募先(問合先)

青森県立美術館

〒038-0021 青森市安田字近野 185

電話 017-783-3000 又は 783-5240(直通) Fax 017-783-5244

- 郵送する場合は、封筒の表に「嘱託員応募」と朱書きのこと。

(2) 受付期間

平成26年6月20日(金)から7月4日(金)まで。必着

- 受付事務は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 提出書類

(ア) 小論文

次のテーマにそった小論文を、800字以内で作成のこと。

- パソコン、ワープロで原稿を作成する場合は、A4版縦長の用紙に横書き、20ポイント程度の活字を用い、25字×18行程度の間隔で作成のこと。
(手書きの場合は、市販の原稿用紙により作成のこと。)

	美術教育普及 (エデュケーター) 業務担当	テーマ「美術館における鑑賞指導」

(イ) これまでの活動や実績を示す資料

- 他の美術館、博物館等での勤務歴、活動等がある場合は、そこでの主な業績や活動実績等を示すもの
- 大学等で美術教育等を受けた場合は、卒業論文、創作作品等、そこでの主な研究実績、習得内容や活動内容等を示すもの
- 以上の資料は、既存資料のコピー(写し)や写真による。ただし、卒業論文等については要約版で、創作作品等については写真の添付でかまわない。適当な既存資料がない場合は、要約版として、A4 版縦長の用紙に横書きで 1～2 枚程度に整理し、提出のこと。

(ウ) 履歴書

書式は市販のものでかまわない(ただし、次の事項は必ず記入のこと)。また、顔写真(最近撮影のもの)を貼付のこと。

- 氏名、生年月日、性別、住所、家族構成、学歴(中学校以上を年代順に記入)、職歴、資格・免許及び賞罰
- 連絡先の住所、郵便番号及び電話番号(採否連絡等に用いるので正確に。携帯電話など連絡が容易につく番号があれば、付記のこと。)

6 選 考

(1) 第1次選考(書面審査)

(ア) 提出された小論文、これまでの活動や実績を示す資料及び履歴書(上記5(3)の(ア)～(ウ)記載の各書類)に基づき、書面審査を行う。

(イ) この結果は、合格者本人に、7月 11日(金)中に通知(電話連絡)する。

(2) 第2次選考(面接試験)

(ア) 第1次選考の合格者を対象に面接試験を行う。

(イ) 実施日時は個別に連絡。会場は青森県立美術館。(交通費等の費用は自己負担とする)

(ウ) 第2次選考(面接試験)の合格者には、7月 24日(木)までに通知(電話連絡)する。

7 合格から採用まで

(1) 上記6のとおり、合格者には、青森県立美術館から直接、その旨を通知する。

(2) 合格者は、原則として採用までの間に、次の書類を提出のこと。

- 大学卒業・大学院修了の証明書(写し)
- 学芸員資格を証するもの(写し)
- 教員普通免許状(写し)
- 身元証明書(本籍地の市町村役場が発行する禁治産者及び準禁治産者でないことを証明する書類)
- 健康診断書(過去半年内に保健所や国公立病院等で受けたもの)

(3) 上記(2)の書類を確認の上、正式に嘱託員として採用する。